

令和6年 4月 定例農業委員会会議議事録

芝 山 町 農 業 委 員 会

【令和6年4月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和6年4月5日（金） 15時25分～17時30分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城	英 明	4 番	大 木	正 勝
5 番	堀 越	幸 一	6 番	吉 河	一 男
7 番	川 口	弘 子	8 番	鈴 木	好 子
10番	小 川	勝 雄	11番	鈴 木	英 範
12番	大 木	明 男	13番	岩 澤	勝 敏

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井	明	15番	渡 邊	美 基
16番	土 井	正 裕	17番	土 屋	範 雄
18番	内 山	祐 一	19番	松 本	幸 雄
20番	萩 原	典 幸			

欠席委員

9 番 堀 越 敏 幸

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 市 原 直 樹 書記 平 山 仁 大

局 長

本日は、お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、4月農業委員会定例総会を開催させていただきます。

始めに、新年度の人事異動に伴い、次第の『2. 職員紹介』として、農業委員会事務局職員及び産業振興課農政係の職員を紹介させていただきます。

—農政係は自己紹介後に退出する—

続きまして、伊藤会長にご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年4月

芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後 3 時 2 5 分）

議 長 農業委員会議事規則第 1 3 条第 2 項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないます。3 番 藤城英明 委員、4 番 大木正勝 委員。両名を指名いたします。

議 長 まず始めに、議案第 1 号、農地法第 5 条による転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題と致します。

局 長 それでは、議案第 1 号です。

資料 1 をご覧ください。

本件は農地法第 5 条による転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。

始めに、資料 1 の 1 番について説明します。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 番について説明します。

申請の理由は、事務所・農産物加工工場・倉庫・駐車場用地のためです。

転用時期は、許可日の翌日から令和7年3月31日までです。

次に5番について説明します。

所要額は、資料に記載のとおりです。

次に6番について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は、会社代表者と同人となります。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無い10ha以上の一団の農地であるため「第1種農地」と判断出来ると思われますが、第1種農地の例外規定である、農畜産物処理加工施設の用に供する場合に該当するため例外的に許可できるものと思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われる、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（市原） 議案第 1 号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 1 号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 1 号は原案どおり可決決定いた
しました。

議 長

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条による
所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第 2 号です。

資料 2 をご覧ください。

本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請
です。

始めに、資料 2 の 1 番について説明します。

譲請人および譲渡人は、資料に記載のとおりで
す。

次に 2 番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。

次に 3 番について説明します。

申請の理由は、農地の買収による代替農地の購
入のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、
申請書に記載された内容が適合するか否か検
討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当

しないため、許可要件のすべてをみたしている
と思われます。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明
させます。

書 記（市原） 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 2 号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

議 長 よって、議案第 2 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 3 条による
所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 3 号です。
資料 3 をご覧ください。

本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請
です。

始めに、資料 3 の 1 番について説明します。

譲請人および譲渡人は、資料に記載のとおりで
す。

次に 2 番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。

次に３番について説明します。

申請の理由は、土地交換のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（市原） 議案第３号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
 (質疑なし)

議 長 それでは、議案第 3 号を採択いたします。
 原案に賛成の委員の挙手を求めます。

 (賛成全員)

議 長 よって、議案第 3 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 4 号、農地法第 3 条による
 所有権移転に関する件を議題と致します。
 事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 4 号です。
 本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請
 です。
 始めに、資料 4 の 1 番について説明します。
 譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりで
 す。
 次に 2 番について説明します。
 申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
 おりです。
 次に 3 番について説明します。
 申請の理由は、土地交換のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(市原) 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 4 号を採択いたします。
 原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

議 長 よって、議案第 4 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 5 号、農地法第 3 条による
 所有権移転に関する件を議題と致します。
 事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 5 号です。

 本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請です。

 始めに、資料 5 の 1 番について説明します。

 譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

 次に 2 番について説明します。

 申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

 次に 3 番について説明します。

 申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(市原) 議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

それでは、議案第 5 号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

議 長 よって、議案第 5 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 6 号です。

資料 6 をご覧ください。

本件は、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する件です。

申請者は、譲受人および譲渡人は資料に記載のとおりです。

変更内容は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、本申請内容は、倉庫の建築であり、一般専用住宅の付帯施設として必要であると判断でき、審査要件の全てを満た

していることから許可できるものと思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(市原) 議案第6号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

議 長 よって、議案第 6 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 7 号、令和 6 年第 3 次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 7 号です。
本件は、令和 6 年 3 月 2 5 日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。
利用権の新規が 4 件
合計面積が 1 7,4 3 9 m²。
内容については、書記より説明いたします。

書 記（市原） 議案第 7 号の説明をする。

議 長 それでは、議案第 7 号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

議 長 よって、議案第 7 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 8 号、令和 6 年度最適化活動の目標設定に関する件を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 8 号です。
本件につきましては、書記より説明いたします

書 記（平山） 令和 6 年度最適化活動の目標の設定に関する件
ついて、説明をする。

議 長 それでは、議案第 8 号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議 長 よって、議案第 8 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。
次に「その他」でございます。
事務局説明をお願いします。

書 記（平山） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。
（意見なし）

議 長

以上をもちまして、令和6年4月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でございました。